

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (第1条第1項) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ホンデユラス	ホンデユラス共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とホンデユラス共和国政府との間の交換公文	ホンデユラスの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むホンデユラスの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	500,000 千円 -----	H14.3.22 テグシガルバで (同日)	日本側 竹元正美在ホンデユラス大使 ホンデユラス側 ギジエルモ・ベレス＝カダルソ・アリアス外務大臣	H15.2.19 52号
ホンデユラス	第三保健地域病院網強化計画のための贈与に関する日本国政府とホンデユラス共和国政府との間の交換公文	第三保健地域病院網強化計画を実施するために必要な 1. 母子機及び救急クリニックの建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 車両及びその調達に必要な役務の供与 4. 上記1、2及び3の生産物の輸送に必要な役務の供与 5. 上記2の機材の維持・管理指導に必要な役務の供与	927,000 千円 H15.3.31まで	H14.6.25 テグシガルバで (同日)	日本側 竹元正美在ホンデユラス大使 側 ギジエルモ・ベレス＝カダルソ・アリアス外務大臣	H16.2.6 39号
ホンデユラス	食糧増産援助に関する日本国政府とホンデユラス共和国政府との間の交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	400,000 千円 H16.3.25まで	H15.3.26 テグシガルバで (同日)	日本側 竹元正美在ホンデユラス大使 ホンデユラス側 ギジエルモ・ベレス＝カダルソ・アリアス外務大臣	H16.4.22 159号
ホンデユラス	第三保健地域病院網強化計画のための贈与に関する日本国政府とホンデユラス共和国政府との間の交換公文	第三保健地域病院網強化計画を実施するために必要な 1. 救急クリニック施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 車両及びその調達に必要な役務の供与 4. 上記1、2及び3の生産物の輸送に必要な役務の供与 5. 機材の操作指導に必要な役務の供与 第七保健地域地下水開発計画を実施するために必要な 1. 車両、機材及び資材並びにそれらの調達に必要な役務の供与 2. 上記1の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1の機材及び車両の操作指導に必要な役務の供与 4. 運営指導に必要な役務の供与	467,000 千円 H16.3.31まで	H15.6.13 テグシガルバで (同日)	日本側 竹元正美在ホンデユラス大使 ホンデユラス側 ギジエルモ・ベレス＝カダルソ・アリアス外務大臣	H16.6.15 272号
ホンデユラス	第七保健地域地下水開発計画のための贈与に関する日本国政府とホンデユラス共和国政府との間の交換公文	第七保健地域地下水開発計画のための贈与に関する日本国政府とホンデユラス共和国政府との間の交換公文	416,000 千円 H16.3.31まで	H15.6.13 テグシガルバで (同日)	日本側 竹元正美在ホンデユラス大使 ホンデユラス側 ギジエルモ・ベレス＝カダルソ・アリアス外務大臣	H16.6.15 273号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

ホンデユラスとの無償資金協力取極一覧